

パワー・ハラスメント（パワハラ）

（会社の上司に嫌がらせされる。）

- Q. 会社で上司よりも実績を上げたことを逆恨みされ、その上司から嫌がらせを受けている。
- A. ○ 刑罰法令に該当する行為があれば、適切な措置を講じますので、警察に相談して下さい。
○ 損害賠償請求など民事訴訟を起こすことができます。
パワハラに関する相談窓口（法テラス等）や弁護士、司法書士等に相談して下さい。
○ 相手が自宅に押し掛けてくるようなことがあれば、すぐに110番通報して下さい。

※ 法テラス（日本司法支援センター）

- ・ TEL 0503383-5501

※ 玄海弁護士センター（福岡県弁護士会法律相談センター）

- ・ TEL 092-940-4100